

平成7年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき地下水の水質の測定に関する計画を定める。

1 調査の種類

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により、環境基準健康項目または要監視項目が検出された場合、その汚染範囲を確認するために実施する。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的な変化を把握するために定期的に実施する。

(4) 定点監視調査

地下水質の経年的な変化を把握するために実施する。

2 調査地点

調査は概況調査40地点、定期モニタリング調査65地点および定点監視調査2地点において実施する。

なお、汚染井戸周辺地区調査は汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概 況 調 査	汚染井戸周辺地区調査	定期モニタリング調査	定 点 監 視 調 査
調 査 地 区 数	40	汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。	21	2
調 査 地 点 数	40		65	2
調 査 回 数	2回/年		2回/年	2回/年
調 査 機 関	福 井 県	福 井 県	福 井 県	建 設 省

3 調査方法

(1) 調査地点の選定

① 概況調査

昭和48年行政管理庁告示第143号に定める基準地域メッシュの標準地域メッシュ第1次地域区画コードを基準に、その区画内を4等分した区画(5kmメッシュ)を調査対象区域とし、その区域内の地下水の利用状況、人口分布および工場・事業場の立地状況を考慮し井戸を選定する。(なお、選定にあたっては、調査対象区域をさらに1kmメッシュに区切り、過去に調査を実施していない地区の井戸を選定する。)

② 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸を中心としておおむね2kmにおいて必要な地点を選定する。

- ③ 定期モニタリング調査
汚染区域内においておおむね5地点を選定する。
- ④ 定点監視調査
継続的な監視が可能な地点を選定する。
- (2) 調査期間
調査は平成7年4月から平成8年3月までとする。
- (3) 調査回数
概況調査、定期モニタリング調査および定点監視調査の調査回数は年2回とする。
汚染井戸周辺地区調査は地区ごとに年1回とする。

4 採取方法

試料の採取は、地下水の水温が一定となった後採取する。なお、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立えないよう静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

5 測定項目

測定項目は調査の種類ごとに下記に掲げる項目とする。

- (1) 概況調査
 - ① 環境基準健康項目
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン
 - ② 要監視項目
クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、イソキサチオン、ダイアジノン、クロロタロニル、プロピザミド、フタル酸ジエチルヘキシル、フッ素
- (2) 汚染井戸周辺地区調査
 - ① 環境基準健康項目
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレンのうち、概況調査等により汚染の確認された項目について調査する。
 - ② 要監視項目
クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、イソキサチオン、ダイアジノン、クロロタロニル、プロピザミド、フタル酸ジエチルヘキシル、フッ素のうち、概況調査により汚染の確認された項目について調査する。
 - ③ その他の項目
Mアルカリ度、塩素イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオン、その他必要な項目
- (3) 定期モニタリング調査
汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目について調査する。
- (4) 定点監視調査
 - ① 環境基準健康項目
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

② 要監視項目

トランス-1,2-ジクロロエチレン、クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、イソキサチオン、ダイアジノン、クロロタロニル、プロピザミド、p-ジクロロベンゼン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン

6 測定方法

測定方法は「別表3」に定める方法とする。

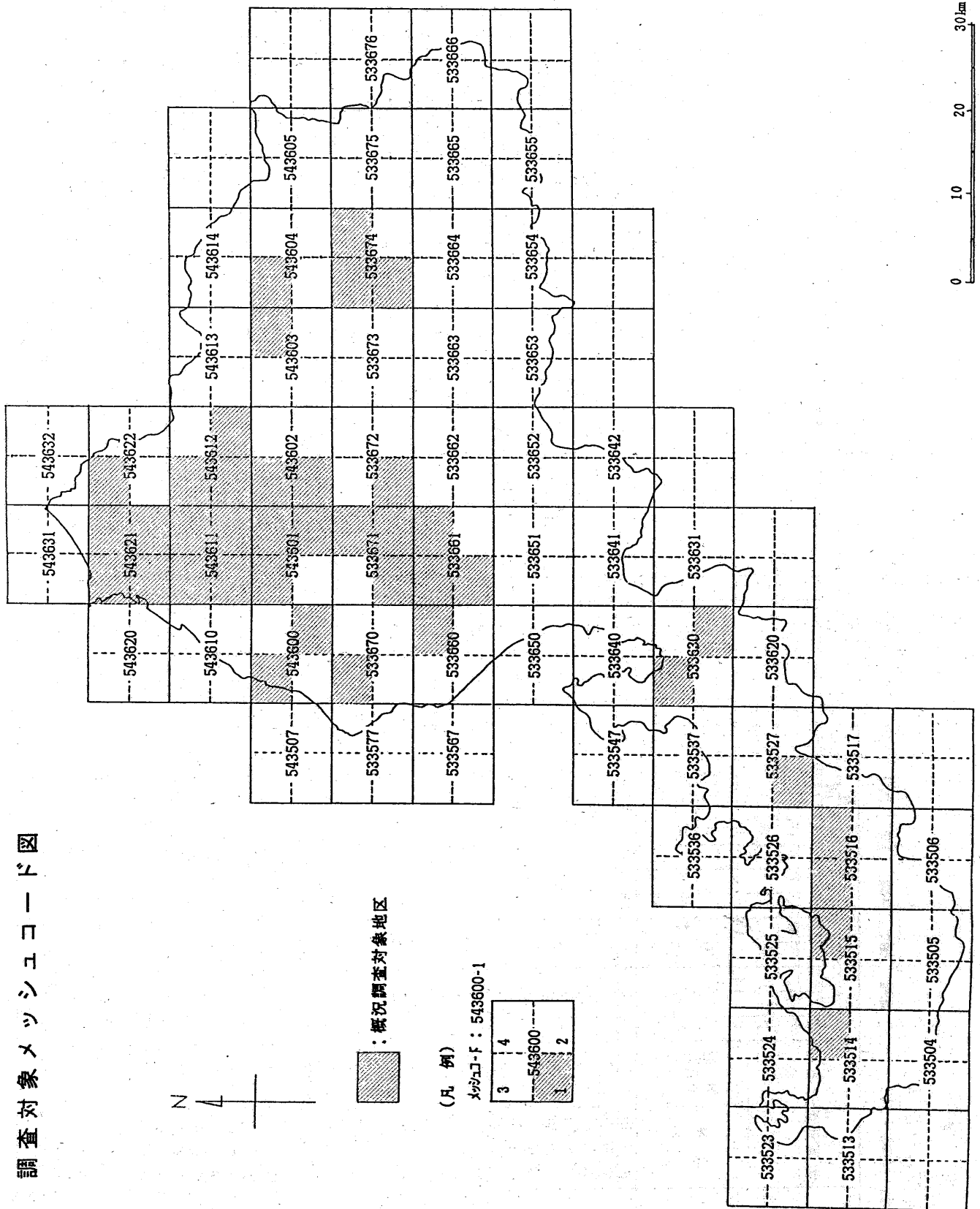
7 調査担当機関

本調査は福井県および建設省近畿地方建設局が担当する。

8 報告

- (1) 調査の報告は、「別表4」の様式により毎月まとめて、翌月の末日までに福井県県民生活部環境保全課長（以下、環境保全課長という。）に報告するものとする。
- (2) 環境基準健康項目および要監視項目で「別表3」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境保全課長に報告するものとする。

9 調査対象メッシュコード図



10 地域別 - 調査項目別検体数

調査名	地域別調査地点	調査地点数	地域	調査項目										要監視項目										合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
				環境基準健康項目										要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				カドミウム	鉛	六価クロム	砒素	水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン		1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	マジリン	ベンゼン	セレン	トリクロロエチレン	トトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,3-ジクロロベン

1 1 概況調査

調 査 名	調 査 担 当 機 関	調 査 地 点	調 査 月	調 査 項 目														合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
				目 要 監 視 項 目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
				要 監 視 項 目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
井戸番号	所在地	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジクロロベンゼン	！：1！：2！：3！：ジ

調 査 名	調 査 担 当 機 関	調 査 地 点	調 査 月	調 査 項 目														合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				環 境 基 準 健 康 項 目														要 監 視 項 目	環 境 基 準 健 康 項 目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
				要 監 視 項 目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P	クロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	シクロヘキサン	1,1-ジクロロエタン	トリクロロエタン			トトラクロロエタン	セレン	クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	クロロタロニル	プロピザミド	フタル酸エチル	フッ素																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
207-026	鯖江市	533671-1	5, 11							2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2</

1 2 定期モニタリング調査

調査名	調査担当機関	調査月	調査地点		調査項目																合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					環境基準				健康				項目				要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2,2-テトラクロロエタン	トリクロロエタン	テトラクロロエタン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	セレン			クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	クロロタロニル	プロピザミド	フタル酸エチル	フッ素	環境基準健康項目	要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
福井県	201-911	福井市	543602-1	5, 11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

調 査 名	調 査 担 当 機 関	調 査 地 点		調 査 月	調 査 項 目																合 計																	
					要 監 視 項 目																																	
					カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロベンゼン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	2,4,6-トリクロロフェニル	クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	クロロタロニル	プロピザミド	フタル酸エチル	フッ素	環境基準健康項目	要 監 視 項 目				
定 期 調 査	福 井 県	大 野 市	533673-4	5, 11	205-911																												8	2	要 監 視 項 目			
					205-912																															8	2	
					205-913																															8	2	
					205-914																															8	2	
					205-915																															8	2	
					205-916																															8	2	
					205-917																															8	2	
					(計 7地点)																															56	14	
					207-911	鯖江市	533671-1																														8	2
					207-912																																8	2
タ リ ン グ 調 査	井 県	上 志 比 村	543603-3	5, 11	207-913																													8	2			
					207-914																														8	2		
					207-915																														8	2		
					207-916																														8	2		
					207-917																														8	2		
					207-918																														8	2		
					(計 16地点)																															132	30	
					323-911																															8	2	
					323-912																															8	2	
					323-913																															8	2	
					323-914																															8	2	
調 査	福 井 県	上 志 比 村	543603-3	5, 11	323-915																												8	2				
					323-916																														8	2		
					323-917																														8	2		
					323-918																														8	2		
					(計 8地点)																											64	16					

調査名	調査担当機関	調査地点		調査月	調査項目												合計																
					環境基準			健康項目			要監視項目																						
					全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1,1-ジクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	シクロロエタン	トリクロロエタン		テトラクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	イソキサチオン	ダイアジノン	クロロタロニル	プロピザミド	フタル酸塩類	フッ素	環境基準健康項目
定期モニタリング調査	福岡県	井戸番号	所在地	361-911	三國町	543621-3	5, 11																								22	2	
		361-912	"				"																									22	2
		(計 2地点)																														44	4
	井	363-911	金津町	543621-4	5, 11																											8	2
		(計 1地点)																														8	2
		365-911	春江町	543611-2	5, 11																											2	
		(計 1地点)																														2	
	県	481-911	高浜町	533514-3	5, 11																											2	
		(計 1地点)																														2	
		(総計 65地点)																														516	114

1 3 定点監視調査

調査名	調査担当機関	調査地点	調査月	調査項目																										合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				環境基準													調査項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1,1-ジクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	シクロロエタン	トリクロロエタン	テトラクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2,2-トリクロロエタン	クロロホルム	1,2-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	クロロタロニル	プロピザミド	フタル酸塩類	フッ素	要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
要監視項目	環境基準健康項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目	要監視項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
調査名	建設省	井戸番号	所在地	201-K01	福井市	543601-2	5, 11	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

14 別表3 測定方法

(平成7年3月現在)

区分	項 目	報告下限値 (mg/ℓ)	測 定 方 法
環境基準	カドミウム	0.001	日本工業規格K0102(以下「規格」)55.2、55.3若しくは55.4に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」)付表1に掲げる方法
	全シアン	0.1	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.005	規格54.2、54.3若しくは54.4に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
	六価クロム	0.04	規格65.2.1に定める方法
	砒素	0.005	規格61に定める方法又は告示付表2に掲げる方法
	総水銀	0.0005	告示付表3に掲げる方法
	P-C-B	0.0005	告示付表5に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	告示付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
	四塩化炭素	0.0002	日本工業規格K0125の5に定める方法又は告示付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	告示付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	同上
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	日本工業規格K0125の5に定める方法又は告示付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	告示付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
	トリクロロエチレン	0.002	日本工業規格K0125の5に定める方法又は告示付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
	テトラクロロエチレン	0.0005	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	告示付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
	チウラム	0.0006	告示付表7に掲げる方法
	シマジン	0.0003	告示付表8の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	同上
健康項目	ベンゼン	0.001	告示付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
	セレン	0.002	規格67.2に定める方法又は告示付表2に掲げる方法
要監視項目	クロロホルム	0.006	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号(以下「通知」))付表1の第1、第2又は第3に掲げる方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	同上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	同上
	p-ジクロロベンゼン	0.03	同上
	イソキサチオン	0.0008	通知付表2の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジン	0.0005	同上
	フェニトロチオン	0.0003	同上
	イソプロチオラン	0.004	同上
	オキシシン銅	0.004	通知付表3に掲げる方法
	クロロタロニド	0.004	通知付表2の第1又は第2に掲げる方法
	プロピザミド	0.0008	同上
	E-P-N	0.0006	同上
	ジクロルボス	0.001	同上
	フェノカルブ	0.002	同上
	イプロベンホス	0.0008	同上
	クロルニトロフェン	0.0001	同上
	トルエン	0.06	通知付表1の第1、第2又は第3に掲げる方法
	キシレン	0.04	同上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	通知付表4の第1又は第2に掲げる方法
	ほう素	0.02	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は通知付表5に掲げる方法
要監視項目	フッ素	0.1	規格34.1に定める方法又は通知付表6に掲げる方法
	ニッケル	0.005	規格59.3に定める方法又は通知付表5若しくは付表7に掲げる方法
	モリブデン	0.01	規格68.2に定める方法又は通知付表5若しくは付表7に掲げる方法
	アンチモン	0.001	規格62.2に定める方法又は通知付表8に掲げる方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.01	規格43に定める方法

区分	項目	報告下限値 (mg/ℓ)	測定方法
解析項目	pH	—	規格12.1に定める方法
	電気伝導度	1(μS/cm)	規格13に定める方法
	Mアルカリ度	0.5	日本工業規格K0101の13.1に定める方法
	塩素イオン	0.5	規格35.3に定める方法
	硫酸イオン	0.5	規格41.3に定める方法
	硝酸イオン	0.1	規格43.2.3に定める方法
	ナトリウムイオン	0.1	規格48.1に定める方法
	カリウムイオン	0.1	規格49.1に定める方法
	カルシウムイオン	0.1	規格50.2に定める方法
	マグネシウムイオン	0.02	規格51.2に定める方法

注：硝酸性窒素の濃度は硝酸イオンの濃度に換算計数0.2259を、また、亜硝酸性窒素の濃度は亜硝酸イオンの濃度に換算計数0.3045を、それぞれ乗じて求める。

1 5 別表4 地下水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)									
調査区分									
市町村名									
地区名									
井戸番号									
井戸	井戸の深度(m)								
井戸諸元	浅井戸深井戸の別								
の元	用途								
採水	年 月 日	・	・	・	・	・	・	・	・
採水	時 刻	:	:	:	:	:	:	:	:
水	温(℃)								
環境基準健康項目	カドミウム(mg/l)								
	全シアン(mg/l)								
	鉛(mg/l)								
	六価クロム(mg/l)								
	砒素(mg/l)								
	総水銀(mg/l)								
	アルキル水銀(mg/l)								
	P C B(mg/l)								
	ジクロロメタン(mg/l)								
	四塩化炭素(mg/l)								
	1,2-ジクロロエタン(mg/l)								
	1,1-ジクロロエチレン(mg/l)								
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)								
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/l)								
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/l)								
	トリクロロエチレン(mg/l)								
	テトラクロロエチレン(mg/l)								
	1,3-ジクロロプロペン(mg/l)								
	チウラム(mg/l)								
	要監視項目	シマジン(mg/l)							
チオベンカルブ(mg/l)									
ベンゼン(mg/l)									
セレン(mg/l)									
クロロホルム(mg/l)									
トランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/l)									
1,2-ジクロロプロパン(mg/l)									
P-ジクロロベンゼン(mg/l)									
イソキサチオン(mg/l)									
ダイアジノン(mg/l)									
フェニトロチオン(mg/l)									
イソプロチオラン(mg/l)									
オキシシン銅(mg/l)									
クロロタロニル(mg/l)									
プロピザミド(mg/l)									
E P N(mg/l)									
ジクロロルボス(mg/l)									
フェノブカルブ(mg/l)									
イプロベンホス(mg/l)									
その他の項目		クロルニトロフェン(mg/l)							
	トルエン(mg/l)								
	キシレン(mg/l)								
	フタル酸ジエチルヘキシル(mg/l)								
	ほう素(mg/l)								
	フッ素(mg/l)								
	ニッケル(mg/l)								
	モリブデン(mg/l)								
	アンチモン(mg/l)								
	菌酸性窒素及び亜菌酸性窒素(mg/l)								
その他の項目	M-アルカリ度(mg/l)								
	塩素イオン(mg/l)								
	硫酸イオン(mg/l)								
	ナトリウムイオン(mg/l)								
	カルシウムイオン(mg/l)								